主な論点について

資料1

赤字は業界ヒアリング結果により追加した事項。

屋根・屋上等の端・開口部からの墜落災害の防止について

現状と課題・これまでの主な意見

（現状と課題）

●屋根・屋上等（作業床）の端等からの墜落災害（８７件）

このうち、

・法令違反があったもの７４件（８５％）

（主なもの）５１９条（作業床の端の墜落防止措置）５７件、５２４条（スレート等の屋根上の危険防止）１３件

・安全帯の未使用８７件（全件）　※法令違反の有無に関わらず

・新築１５件、改修３９件、解体１９件、その他１４件・・・改修工事中の災害が多い。

●法令で規定された措置をはじめとして、何ら墜落防止のための措置がなされていない。（作業床の端における手すり等の設置・安全帯の使用、屋根上の踏み抜き防止　等）

（これまでの主な意見）

●災害の発生状況を見ると、安全帯の未使用等の現行法令の遵守徹底が課題ではないか。現行法令の遵守徹底について議論する必要があるのではないか。

●一人親方等、日頃ずっと現場に出ている方は、講習会があってもなかなか受講できない状況にあり、こうしたことへの対応が必要ではないか。

●足場の種類や組立方法などは大きく変わっており、作業主任者に対する再教育についても考えたほうがいいのではないか。

●労働者に対する教育を行う際の支援制度についてもっとPRが必要。

●法令の周知を効果的に行う手法を検討する必要があるのではないか。

（関係業界に対するヒアリング結果まとめ（ヒアリング結果詳細は資料２のとおり））

●新築工事においては、概ね先行足場により屋根の端等からの墜落防止対策は講じられているが、短期間で行うリフォーム・改修工事で、特に小規模のもの、ゼネコン・大手ハウスメーカーが元請となっていないものでは対策が不十分なものが多いのではないか。

●先行足場がないような短期間・小規模の工事でも支柱・親綱の設置と安全帯の使用など、対策はあるが、作業上支障が生じる、対策を実施するためのノウハウが不十分、経費・工期等の問題により対策が進まないことが多い。

●災害事例・業界の安全対策について独自にまとめて啓発や教育に活用しているケースもある。

●一方で、業界内での団体非加入のアウトサイダー対策が必要となっている。また、業界（団体）間での横の連携がない（共通する対策もあると考えるが）。

●事業者、発注者・元請に災害を防止することの重要性について理解を促すことが重要ではないか。

「議論の方向性」については、業界ヒアリング等を踏まえ修正。

屋根・屋上等の端・開口部からの墜落災害の防止について

議論の方向性

- ●墜落・転落災害防止対策の必要性について関係事業者・労働者の啓発が必要ではないか。
- ●具体策として、キャンペーンの実施等により、行政、建設業界、仮設メーカー、発注者が一丸となった取組により、法令遵守（基本的な措置）の徹底を図ることが重要ではないか。
- ●また、団体が積極的に活動するに当たりニーズがある災害事例について、より分かりやすく、充実したものを作成することが重要ではないか。
- ●作業に当たってのマニュアルについて、現在「～足場の設置が困難な屋根上作業～墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」があるが、これに関し、より具体的に各団体（作業）で共通的な対策、作業に応じた対策を盛り込んで、使いやすいように見直すことが必要ではないか。
- ●将来的には、関係する作業の教育の義務化も検討する必要があるが、まずは、標準的な安全対策について整備、周知していくことが必要。

赤字は前回の意見により追加した事項。

足場の安全点検について

現状と課題・これまでの主な意見

（現状と課題）

●本足場・一側足場の通常作業時の墜落１９件　このうち、手すり・中さんがないもの１５件、作業床がないもの３件

●安全帯の未使用１９件

（これまでの主な意見）

●作業を進める中で、足場を使用する様々な者が、手すり等を一部外し、それの復旧がきちんとなされていないということが問題である。

●災害事例においても、手すりがない、中さんがないものが多い。作業開始前の点検を徹底すれば、相当の墜落を防げるのではないか。既存の法規制があるので、これをどのように徹底していくかということを議論するのが重要ではないか。

●作業の過程において、作業者が自らの都合で手すり・作業床を外したというような災害が多いのではないか（安衛則第567条第1項の作業開始前点検の問題ではないか）。

●組立後等においては、専門家による安全点検が重要。多くの足場があり、要点を押さえて点検のできる専門知識のある者が実施するべき。

●作業開始前の点検を適切にやるベースは、組立て後の足場がきちんとしているという前提があってのもの。足場の組立後の点検については、十分な知識・経験を有する者（要綱で規定されているもの）が実施することを制度化（法令上明確化）することが必要。

●点検の実施が義務化されている中で、その内容を確実にしないと、形骸化してしまう恐れがある。誰がやっても同様の指摘がなされるよう、点検者のレベルを担保すべき。

●法令違反を見逃さないようにするため、法令違反箇所があれば直すようにするために点検が重要なのではないか。墜落時に作業床がないなどの場合において、そもそも組み立てた後の点検においてこれを見逃していたということはないか。

●足場メーカーが意図した使い方で使われなければ、安全な使い方ができていないかもしれず、専門性を持った者が点検をすべき。

●組立て、変更等後の点検は実施時期は定まらず不定期で頻繁に行われることもある。一方で、工期の問題もあり、タイムリーにしなければならず、自前で対応する必要がある。

●足場の点検が確実になされることが重要であるが、実施者の要件を法令上定めるということは、点検実施の阻害要因になることが懸念される。

●点検実施者の能力というよりも、手すりがない状態で作業が行われている現状を改善する必要がある。

「議論の方向性」については、前回の議論等を踏まえ修正。

足場の安全点検について

議論の方向性

●本足場・一側足場における通常作業時に発生した墜落災害のうち、ほぼ全てで手すり・中さん等がない状態であり、法令の遵守が必要だが、そのためには、安全点検の強化の必要性があるものと考える。

●安全点検には日々の作業開始前と組立等後の点検があり、トータルでの強化策が必要であるが、具体的に強化すべき事項については、分けて考える必要がある。また、強化を図るためには、点検実施者の能力、点検結果の記録や表示（確実性）について検討する必要があると考える。

（作業開始前の点検）

●点検項目は、「墜落防止用設備の取り外し及び脱落の有無」であり、点検実施者に求められる能力について法令で規定する必要はないものと考える（「より安全な措置」等では職長等当該足場を使用する労働者の責任者であることを要件としている。）。

●一方、点検の実施を確実にするために点検結果の記録・表示を行うことも必要ではないか。これらについては推進要綱で規定することとしてはどうか。

●点検結果の記録については、「点検の日付」「点検の実施者名」「点検の結果」「補修等の措置の内容」が必要ではないか。

●点検結果の表示については、「点検の日付」「点検の実施者名」が必要ではないか。

（組立等後の点検）

●足場が組み立てられた段階では墜落防止措置が確実になされていることを担保する手段として、組立等後の点検の実施者の要件を法令上規定することは有効ではないか。

●具体的には、推進要綱の「より安全な措置」等では４種類の研修会等を要件としているところ、この範囲についてどのように考えるか（第３回会合資料３－１参照）。

●法令上、注文者も組立等後の点検を実施する規定となっており、点検実施者の要件についても同様とすることが適当と考えられるがどうか。

●点検結果の記録・保存が義務づけられているが、併せて表示についても取り組む必要があるのではないか。

●点検結果の表示については、「点検の日付」「点検の実施者名（実施者の要件）」について、法令で規定してはどうか。

●点検結果の記録については、「点検の結果」「補修等の措置の内容」とされているところ、「点検の日付」「点検の実施者名（実施者の要件）」を追加してはどうか。（または、「点検の結果」に含まれることを明らかにしてはどうか。）

赤字は前回の意見により追加した事項。
「議論の方向性」については、前回の議論等を踏まえ修正。

一側足場について

現状と課題・これまでの主な意見

（現状と課題）

●一側足場における通常作業時の墜落１０件。 このうち、手すり・中さんがないもの９件。

●災害発生箇所に手すり・中さん・作業床等がない。現行法令の違反も多い。

●一側足場には、手すり・中さん・作業床の設置について本足場のような具体的な規定がない。

（これまでの主な意見）

●本足場を原則、一側足場については例外的な位置づけと法令上明記することが重要ではないか。一側足場が設置できる箇所については、設置場所のスペースの観点（作業床４０cmの本足場が設置できない狭隘な場所等）が考えられるのではないか。

●一側足場は敷地が狭隘な場合など本足場を組み立てることが困難な場合に用いられるのが一般的であり、本足場と同様の規制を行うことは困難ではないか。

●住宅工事の現場では住宅用二側足場という概念があるが、本足場と別個のものとして議論されるべきではないか。

●法令での規定に当たっては、一側足場が設置できる箇所の基準について、ある程度数値で示すことが必要ではないか。

●敷地が壁から１m程度であれば、建地を2本建てて本足場を組めるので、その程度が基準として妥当ではないか。

●住宅現場で足場を組む業者の意見では１mでも広い（70cm程度でもよいのではないか）という意見もある。

●住宅の建替時などでは、庭木、石などの要因も絡まってくる。また、足場の倒壊が懸念されるため控えについても考慮する必要がある。これらについて議論する必要がある。

議論の方向性

●本足場、住宅用二側足場、一側足場が混在しているが、一側足場については例外的なものであるという従来からの原則的な考え方について、法令上に明記する必要があるのではないか。

●一側足場の設置を認める例外としては、本足場（住宅用二側足場を含む）が設置できない狭隘な場所であることとしてよいか。また、この範囲について具体的に示す必要があるのではないか。

●一側足場の設置を認める例外の範囲について、法令上に示すに当たっては、最低基準となること（これ以外は本足場（二側足場）となること）から、１mを基準とし、一部例外的な場合を認める方向で検討することとしてはどうか。

赤字は前回の意見により追加した事項。

手すり先行工法について

現状と課題・これまでの主な意見

（現状と課題）

●本足場の組立・解体中の災害１０件（ただし１件は足場の崩壊によるもの）
・このうち最上層からの墜落８件（１件は最上層の１層下から墜落。）
足場の外側への墜落８件（１件は躯体側への墜落。）
※なお、2件は手すり先行工法を採用している現場において、手すりのない部分で災害が発生している。

●組立・解体時における最上層の墜落防止措置が不十分。

（これまでの主な意見）

●手すり先行工法の取組については、普及率も伸びており、法制化について議論していくタイミング。

●手すり先行工法を普及させることについて、誰も異論はないのではないか。

●災害の発生状況を見ると、安全帯の未使用等の現行法令の遵守徹底が課題ではないか。現行法令の遵守徹底について議論する必要があるし、その上で、より安全な対策について、現状を踏まえて議論すべきではないか。

●「より安全な措置」等に対応する足場については体制はできており、いつから具体的に何をするのかということが決まれば、メーカー・リース各社は対応できる（供給の準備はできる）のではないか。また、手すり先行工法については、既存の足場が使えないというものではない。

●足場材を抱えている建設業者、対応する足場を持っていない者は、新規購入・リースへの切り替えが必要であり、特に小規模零細業者には過大な負担になることを考慮する必要がある。

●枠組足場、くさび緊結式足場で先行手すりの導入により即座に使えなくなる足場部材は基本的にはない。

●枠組足場の生産量は減少傾向にあり、これに取ってかわり、くさび緊結式、次世代式が相当増加してきている。今後も同様の傾向が予測される。

●足場の組立場所、組立方法や足場自体の大きさ、形状によっては、手すり先行工法を採用することが物理的に難しい場合がある。また、専用足場は自由度が少ないため、現場の状態に併せた構造とすることができない場合が生ずる。

●基本的には手すり先行工法の採用はある程度できると理解。一方、建物の形状や施工手順は様々であり、全て（ほとんど）の局面で手すり先行工法を採用するのは現実的に無理である。

●数現場を見ただけでも手すり先行工法が採用できない場面が多数ある（12事例。参考資料２参照）。

●手すり先行工法が完全に（足場の全ての部分で）できる現場というのはないのではないか。つまり、どこの現場でも法違反になる可能性はあるのではないか。手すり先行工法を採用できない場合は対象外とするという曖昧な言い回しが法的に適当なのか。

●手すり先行工法しなければならない基準が明確になることが大前提になると考える。本件では、一部の例示でそれを満たすことはできないのではないか。そういう意味で義務化は現時点では無理があり、行政主導で普及率を高めていくことが現実的ではないか。

●手すり先行工法のガイドラインでも同工法によらないことも挙げられている。このため、ガイドライン同様に安全の方法として義務化することに問題はないと考える。作業の性質上対応が困難な場所ということで例外とすれば対応できるのではないか。

●義務化することとした上で、高さ、業態などで経過措置を設けるなどの現実を踏まえた対応策はあり得るのではないか。

「議論の方向性」については、前回の議論等を踏まえ修正。

手すり先行工法について

（これまでの主な意見）つづき

- ●手すり先行工法を義務化する場合、安衛則第564条に規定することになると考える。同条は組み立てる事業者（とび業者）に係る義務（元請＝ゼネコンに係るものではない）であるが、どのように考えるか。（資料3参照）
- ●全てが義務化、1箇所でもなければ法令違反というのは無理だということは理解。組み立てる事業者が罰せられるとなると反対意見も出ると考える。ある程度事業者（とび業者）の理解を揃えてスタートさせる必要がある。
- ●足場の組立・解体等の規定であっても第563条において担保していくものとするべきではないか。

<u>議論の方向性</u>

- ●手すり先行工法の有効性・普及を進めていくという方向性については異論はないと考えられる。
- ●一方で、義務化の妥当性については、以下の状況を踏まえ、どのように考えるか。
  - ・手すり先行工法を採用できない箇所が多数存在する中で義務化することの妥当性
  - ・手すり先行工法について義務化するならば、安衛則第564条の改正（足場の組立・解体業者に係る規定の改正）になることについて
  - ・現行法令の遵守徹底が課題となっている中で義務化することの妥当性
  - ・手すり先行工法に対応しない部材を抱えている建設業者の対応・負担について
  - ・部材の入れ替えに要する期間について